

いいの事務所 ニュース

Iino Management & Labor Consulting Office

2016/04/10

VOL.61

● 「女性活躍推進法」 行動計画届出義務企業の71.5%に留まる

女性の能力が十分に発揮できる社会を実現するため、「女性活躍推進法」が2016年4月1日から全面施行され、常用労働者301人以上の企業は、次の事項が義務付けられています。

① 自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析

② 上記の状況把握、課題分析を踏まえて、(a) 計画期間、(b) 数値目標、(c) 取組内容、(d) 取組の実施期間 を盛り込んだ「**一般事業主行動計画**」の策定と、策定した行動計画について非正社員を含めたすべての**労働者への周知と外部への公表**

③ 行動計画を策定した旨の都道府県労働局雇用均等室への届出

④ 女性の活躍状況に関する情報の公表

なお、常用労働者300人以下の中小企業につきましては努力義務となっています。

厚生労働省の発表によると、法施行日の時点で「一般事業主行動計画の届出」済みの企業は届出義務のある企業15,472社に対して、11,068社に留まっており、**届出率は71.5%**となっているとのことです。今後、常用労働者301人以上の企業のうち、『一般事業主行動計画を策定・届出』が行われていない企業に対して、厚生労働省は策定・届出を個別に強力に働きかける「ローラー大作戦」を実施し、女性活躍推進法の着実な履行確保を図っていくとのことです。

策定・届出を未だ行えていない対象企業にお

きましては、至急当事務所にご相談ください。

なお、女性活躍推進法に沿って、一般事業主行動計画の策定を行い、行動計画を盛り込んだ取組内容を実施し、達成した事業主に対して支給される助成金「**女性活躍加速化推進助成金**」が整備されています。

助成金の種類には2種類あり、①「加速化Aコース」とは対象が雇用する**労働者300人以下**の中小企業の事業主であり、行動計画に盛り込んだ取組内容を実施した場合に1事業主につき30万円が支給されます。「加速化Aコース」は実施したのみで助成金の支給対象となります。数値目標に達成出来ていなくても、支給されるため、中小企業としては取組みやすいものとなっています。

②「加速化Bコース」は行動計画を盛り込んだ取組内容を実施し、そこに盛り込まれている数値目標を達成した場合に、1事業主につき30万円が支給されます。

中小企業においては、「加速化Aコース」と「加速化Bコース」は併用が可能ですので、併せて60万円受給できることとなります。

『女性活躍推進法』は、301人以上の企業に義務付けられているものですが、中小企業にとっても、助成金を活用して積極的に取り組む価値は十分あるのではないのでしょうか。

● 「労働契約書」の更新、忘れていませんか

「有期」の労働契約を締結している企業においては、この4月が「契約更新」となっているケースが多いのではないのでしょうか。契約満了

日までに「契約更新」を忘れていませんか。

「契約更新」を行わないまま、従来通り労働者を働かせている場合、「有期」ではなく、

「無期（契約期間の定め無）」とみなされてしまうこともあります。この場合に、「雇止め」を行うと、「解雇」と判断されることもありますので要注意です。

また、有期労働契約の締結に当たっては、①契約期間の明示（期間の定めの有無、定めがある場合はその期間）、②更新の有無の明示（自動更新する、更新する場合がある、契約更新はしない等）、③更新の基準の明示（契約期間満了時の業務量により判断する、労働者の勤務態度・能力・成績により判断する、会社の経営状況により判断する等）を書面にて交付することが義務付けられています。

「有期労働契約」が通算で5年を超えて反復更新された場合は、労働者の申し込みにより

「無期労働契約（期間の定めのない契約）」に転換させる義務が使用者に課せられています。

このルールは、2013年4月1日以後開始された

「有期労働契約」から適用されるため、毎年契約更新をしている企業につきましては、2018年4月1日以降に更新する「有期労働契約」から5年を超えるものが出てくることになります。こちらの対策も取っておかなければなりません。

● 健康保険料上限額が引上げ

2016年4月1日から健康保険の等級の上限額が引上げられ、第47級1,210,000円（報酬月額1,175,000円以上）に3等級追加されて50等級1,390,000円（報酬月額1,355,000円以上）が最高等級となりました。

この標準報酬月額の上限の改定に際して、事業主からの届出は不要であり、現在届けられている報酬額に応じて、標準報酬が改定されます。しかしながら、例えば、報酬月額「1,200,000円」の方が平成28年1月に「1,300,000円」に昇給し、その後の3か月の報酬月額の平均が

● 2016 年度雇用保険料率引下げ

事業の種類	被保険者負担	事業主負担	雇用保険料率
一般の事業	4/1000	7/1000	11/1000
建設の事業	5/1000	9/1000	14/1000
農林水産・清酒製造の事業	5/1000	8/1000	13/1000

2016年度の雇用保険料率は、被保険者負担分共に引下げられ、上記の表の通りとなりました。

なお、有期契約労働者等を「正規雇用労働者」・「多様な正社員等」に転換または「直接雇用」した場合に支給される「キャリアアップ助成金 - 正社員転換化コース」がございいます。助成額は下記の通りとなっています。（ ）内中小企業以外の助成金額

①有期→正規：1人当たり60万円（45万円）

②有期→無期：1人当たり30万円（22.5万円）

③無期→正規：1人当たり30万円（22.5万円）

④有期→多様な正社員（勤務地・職務限定、短時間正社員）：1人当たり40万円（30万円）

⑤無期→多様な正社員：1人当たり10万円（7.5万円）

⑥多様な正社員→正規：1人当たり20万円（15万円）

※派遣労働者を派遣先で正規雇用等として直接雇用する場合：①③1人当たり30万円（中小企業以外も同額）加算・④⑤1人当たり15万円（中小企業以外も同額）加算

※勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合：④⑤1事業所当たり10万円（7.5万円）加算 となっています。

「1,300,000円」であるとして随時改定を行う場合は、平成28年4月改定として月額変更届を提出しなければなりません。つまり、平成28年4月から「49等級：1,330,000円」に改定されるので注意が必要です。これが、1か月前の12月の昇給であれば月額変更届の提出は不要となっています。同時に、健康保険の標準賞与額の上限額が「年度(保険者単位で4月1日から翌年3月31日まで)の累計額で573万円」変更されています。